

阿南工業高等専門学校

令和7年度【後期】授業料免除申請要項

授業免除等に関する取扱い「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領」に定めるものの他、以下に順じて申請を行ってください。

※1 年生～3 年生（36 月以内）は、原則として「就学支援金制度」にて授業料支援を受けてください。
 ※4 年生以上で、学資負担者の死亡、家計急変、災害等を受けた方は「高等教育の修学支援新制度」の家計急変に該当する場合があるため、その都度相談してください。

1 概要および対象者について

以下の内容により、授業料納付期日までに納付が困難な事情があると認められる場合は、申請により選考の上、授業料の免除が許可されることがあります。

授業料免除の額は、各期分の授業料の全額または半額となります。

種類		対象	認定要件	学業基準	家計基準
高専機構における授業料免除	災害等による特別な事由の場合	全学年	学資負担者が死亡した場合、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合	無	有
	その他特別な事由の場合①	本科 1～3 年生	次のいずれかに該当する場合 ・就学支援金制度の支給上限 36 か月を超えており、かつ、学業優秀者 ・就学支援金制度において、課税証明書が発行されない等の理由により加算が認められないもので、かつ、学業優秀者 ・学資負担者の失職等により著しい家計急変があった場合	有	有
	私費留学生に対するもの	私費留学生	経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀者	有	有
	その他特別な事由の場合②	本科 4・5 年生 専攻科生	学資負担者の失職等により著しい家計急変があった場合	有	有

（1）災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難（別に定める家計基準※₁を満たす者）であると認められる場合

- ① 免除算定基準日（前期 4 月 1 日、後期 10 月 1 日）6 月以内（新入学生は入学から 1 年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

（2）私費留学生に対する授業料免除

経済的理由によって授業料の納付が困難な者（別に定める家計基準※₃を満たす者）であり、かつ、学業優秀※₃と認められる者。なお、各学期の授業料の納期前 6 月以内において、停学の懲戒処分を受けた者は除く。

（3）その他特別な事由の場合

経済的に授業料の納付が困難（別に定める家計基準※₁を満たす者）であるものであって、以下のいずれかに該当し、選考機関の議を経て校長が許可する場合
 なお、各学期の授業料の納期前 6 月以内において、停学の懲戒処分を受けた者は除く。

- ①免除算定基準日前 6 月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者

- ②在学期間が通算して 36 か月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科 3 年生以下の学生であって、かつ、学業優秀※²と認められる者
- ③就学支援金の受給資格がある学科 3 学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀※²と認められる者
- ④その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

※1「家計基準」とは、別途定める家計基準を満たす場合により、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合です。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳細については学生係へご相談ください。

※2「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、前期の場合、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位 2／3 以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、後期は直前の学期における成績が上位 2／3 以上であることです。

二年次以上については、標準単位数を修得し、かつ、成績が上位 2／3 以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

※3 私費留学生の家計基準が、1 年間の総所得金額（奨学金、仕送り等）が半額の場合 66 万円未満、全額の場合 83 万円未満であるもの。また、学力基準が第 3 学年編入の場合、学習意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること（前期）、直前の期における成績が上位 2／3 以上であること、あるいはそれと同等と認められること（後期）。

2 選考機関

前期は 4 月 1 日、後期は 10 月 1 日現在の状況をもとに選考を行い、学生委員会の議を経て決定します。

3 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

4 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- ・不許可の場合は、別途指定の日までに授業料等を納付いただきます。

5 提出書類および締切日

以下について、書類を期限までに提出してください。

なお、一度受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。

提出書類	提出期限	提出先・問合せ
様式 1-1 【授業料免除申請書】	令和 7 年 10 月 3 日（金） 17 時迄	阿南高専 学生課学生係 8：30～17：00 ※土日祝日を除く TEL：0884-23-7134
様式 2 【家族状況等申告書】		
●様式 2 で「はい」にチェックした行に記載のある書類すべて※1		
●住民票の写し （免除申請者と生計を一とする世帯全員分）		
●所得証明書 令和 7 年度（令和 6 年分）※2 （免除申請者と生計を一とする世帯全員分）		

※1 家族状況等申告書内で該当する様式3～9は、別添様式をご利用ください

- 様式3 給与支給（見込証明書）
- 様式4 退職及び退職金支給証明書
- 様式5 無収入申立書
- 様式6 母子・父子世帯等申立書
- 様式7 在学及び就学状況等証明書
- 様式8 長期療養者に係る支出（見込）額等申立書
- 様式9 主たる学資負担者（学資支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

※2 所得証明書について

- ・市町村が発行する令和7年度（令和6年分についての内容）で、合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもの。免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者、15歳未満、専業主婦等含む）
- ・所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書を提出
- ・収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。

※上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。

※提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなし、期限後は受付できません。（家計急変の場合を除く）

※ご不明点等ありましたら、担当係までお問い合わせください。

以上